

令和 8 年度 奈良県政府調達苦情検討委員会 議事録

1 開催日時

令和 8 年 9 月 2 日（水） 10 時 00 分～11 時 00 分

2 開催場所

奈良県庁分庁舎 5 階 B51 会議室

3 出席者

(1) 委員 … 戸城委員長、若林委員、西村委員、岩垣委員、上村委員

(2) 事務局 … 安田会計局長、

会計局総務課 古谷課長、西川参事、松村係長、山本主査、山口主事

4 議事等

(1) 委員長の選出について

互選により、委員長に戸城委員、委員長代理に若林委員が選出された。

(2) 議題 1：会議の公開・議事録の作成について

会議を公開することとし、議事録署名者は委員長及び岩垣委員と定めた。

(3) 議題 2：本県の特定制調達契約の状況について

戸城委員長： 議題 2「本県の特定制調達契約の状況について」こちら報告事項となりますので、事務局からご説明をお願いします。

事務局(西川)： 資料 1 ページ、資料 1 の「平成 8 年から令和 7 年度奈良県特定制調達契約の締結件数一覧」をご覧ください。年度ごとに一番上段の欄に①物品購入や物品・システムの賃貸借などが含まれる「物品等の調達契約」、②「建設工事の調達契約」、③建築物などの設計・監理業務などが含まれる「建築のための技術的サービスの調達契約」、④それら以外の「その他の調達契約」の契約種別ごとに件数を記載しております。年度間で少し増減はございますが、概ね 40～60 件程度で推移しており、令和 7 年度については、①「物品等の調達契約」で 27 件、②「建設工事」及び③「建築のための技術的サービス」は実績なし、④「その他の調達契約」で 25 件、合計 52 件の特定制調達契約の締結がございました。それぞれの具体的な契約については、資料 3 ページをご覧ください。

こちらは、①物品等の調達契約から④その他の調達契約までの契約種類ごと、及び契約に至る業者選定別に「契約の名称」「発注課」「契約日」「契約金額」等を記載しています。

事務局(西川)： まず、契約の種別①物品等の調達契約における一般競争入札では、奈良県統合ネットワーク機器賃貸借、契約担当課はデジタル管理室、契約金額は4億2,075万円、他25件が対象となっています。次ページに記載している随意契約では、奈良県立特別支援学校体育館空調設備賃貸借、契約担当課は学校支援課、契約金額は1億9,169万2,600円の1件が対象となっています。なお、令和7年度における「物品等の調達契約」の特定調達契約の適用基準額は、3,600万円となっております。

続いて、資料5ページをご覧ください。契約の種別④上記以外その他の契約における一般競争入札では、教職員人事評価システム開発運用業務委託、契約担当課は教職員課、契約金額は3,844万5千円、他20件が対象となっています。次のページに記載している随意契約では、令和7年度KDBを活用した分析力向上支援業務委託、契約担当課は医療保険課、契約金額は6,600万円、他3件が対象となっています。なお、その他の契約につきましても、令和7年度における特定調達契約の適用基準額は、3,600万円となっております。「本県の特定調達契約の状況について」は以上の説明となります。

戸城委員長： ありがとうございます。何かご質問などありますでしょうか。特になければ、議題3に進めさせていただきます。

(4) 議題3：国及び都道府県の苦情の受付及び処理の状況について

戸城委員長： 議題3「国及び都道府県の苦情の受付及び処理の状況について」、こちらも報告事項となりますが、事務局から説明をお願いします。

事務局(西川)： 資料7ページ、資料2の「国における苦情処理状況」をご覧ください。こちらは内閣府・政府調達苦情検討委員会のホームページに公表されている情報をもとに作成した資料になります。令和8年6月末現在で合計36件の苦情申立があり、資料8ページ、通し番号17の令和3年度にあった苦情申立て以降、いずれの申立ても却下とされています。なお、直近の苦情申立てが協定違反と判断された事例は、通し番号16の令和元年度にあった国立研究開発法人が発注する電子カルテシステムの調達となっております。

次に資料13ページ「地方公共団体における苦情処理状況」をご覧ください。こちらは例年行われている全国調査をもとに作成した資料になります。令和8年3月末現在で合計28件の苦情申立があり、通し番号24、兵庫県が発注した工事における苦情申立てを除き、いずれの申立ても却下または受理後不認可となっております。また、通し番号28に昨年度、本県において苦情申立てがあり、本委員会で苦情検討を行っていただいた案件を記載しております。

事務局(西川)： 「国及び都道府県の苦情の受付及び処理の状況について」は以上となります。

戸城委員長： ありがとうございます。何かご質問等ありましたらお願いします。特にご質問等なければ、議題4に進めさせていただきます。

(5) 議題4：令和7年度の振り返りについて

戸城委員長： 議題4「令和7年度の振り返りについて」、こちらは次回、苦情申立てがあった際に、円滑に苦情処理手続を進められるようにするために、事務局から振り返りを行いたいという要望がありました。そこで、委員の皆様から忌憚のない意見をいただきたいと思います。

事務局(松村)： 前年度に本県で初めての苦情申立てがあり、委員の皆さまにご協力をいただき、タイトなスケジュールの中、年内に検討結果報告書を作成することができました。改めて、お礼申し上げます。本来であれば、県にとって、苦情申立てがあること自体が良くないことではありますが、昨年度に経験したことを振り返ることによって、次回苦情申立てがあった際に、少しでも円滑に進められればと考えております。どうぞよろしくお願いします。

それでは、前回の苦情処理を振り返るため、資料17ページ「苦情処理手続（概略図）」、19ページ「スケジュール」、21ページから23ページに「昨年度に開催した会議次第」を資料として、添付させていただいております。まず、資料17ページ、「概略図」をご覧ください。こちらは、苦情申立てが行われてから検討結果報告書を作成するまでの手続きをフローで示しております。まず、10月14日に供給者である苦情申立人から検討委員会あてに苦情申立てが行われました。案件は、消防救急課が発注する「新奈良県救急医療管制システム開発・運用保守業務委託」であり、その総合評価落札方式一般競争入札の入札結果についての苦情申立てでございました。苦情申立てがあった10作業日以内に苦情申立てを受理するか否かの判断が必要となり、また、受理した場合は、90日以内に苦情の判定、検討結果報告書を作成することが、先ほど確認いただいた処理手続に規定されています。その処理手続に規定されている手続きを青色の実線、矢印で示しております。資料の中で、10月29日に調達機関から苦情に対する回答にあたる報告書を受け、11月7日にそれを受けての供給者からの意見や苦情の検討希望を受け付けました。また、それらの報告書や検討希望だけでは判断することが難しかったため、処理手続に規定はされておりませんが、判断に必要な内容の求釈明をそれぞれに対して行いました。そちらについては、黄緑色の点線で資料に示しております。それらの報告内容を勘案し、最終的に12月25日に検討結果報告書を作成しました。

事務局(松村)： 資料 19 ページに今ご説明しました流れに加え、計 3 回開催しました苦情検討委員会を表形式で示しており、それぞれの計 3 回分の検討委員会次第を資料 21 ページから 23 ページまで、資料として添付しております。少し長くなりましたが、前回苦情処理にかかる振り返りは以上になります。

戸城委員長： ありがとうございます。国の苦情処理状況、資料 8 ページから 9 ページになりますが、令和元年度を最後に全部却下となっています。この却下の理由を見ますと、本件令和 7 年度の事件も却下がありえたのではないかと思いますところがあります。

若林委員： 実際、手続の過程で求釈明をしていただくとか、かなり丁寧な手続をせざるを得なかったということは、逆に言うと、本来であれば、却下が相当だった可能性があるのではないか、というご趣旨かと思います。どういう基準で受理するのかというところも検討しないといけないかもしれないですね。

西村委員： 国の処理状況は却下が多いですね。

戸城委員長： 不服の申立てがあれば、本来はもう少し踏み込んで聞く必要があるのではないかと思います。

若林委員： 国は少し申立人に厳しい印象はありますね。

戸城委員長： 資料の 9 ページの番号 20 番などは却下を疑問に感じます。

西村委員： 評価の問題はなかなか精査しにくいのかもしれないですね。「何でうちが認められなかったのか」や「点数の付け方がおかしかったのではないか」という話は評価の問題になってくるので、基準があってそこに照らし合わせて間違いがあったという評価は難しいのではないですかね。だから、そのような場合は却下するのかなと読んでいて思いました。

若林委員： 奈良県の令和 7 年度事件は手続としては丁寧であったと思いますし、申立人である会社の方も納得を得るという意味では、最終的には良かったのかなと思います。ただ、このことは逆に言うと、本来の選定手続そのものが、申立人に、非常に不信感を抱かせるような形で、進んでしまったというところに、県としては反省すべき点があると思いました。

戸城委員長： 同時に他府県を見ると、例えば 14 ページ、15 ページでは、受理して不認可、非常に丁寧・慎重に検討されているところも多数あり、これが本来あるべき姿という気もしております。ただ、他府県でも却下している例もあります。例えば、16 ページの 26 番、27 番では、かなり詳細に理由を述べて却下をしていますが、この却下の基準についても十分に理解できない。

若林委員： そうですね。規定上の文言というのは、具体的には。

事務局(松村)： 苦情の処理手続の中で、2 ページ目の「5 苦情の受付」の 4 に「次の各号のいずれかに該当する場合」は却下することができるという規定があり、合計 5 つ列挙されており、これのどれかに該当すると却下できるという規定になります。

若林委員： 1 から 4 は、かなり形式的な理由ですね。

西村委員： 5 は、むしろ委員会を開催して検討した方が良いと思います。

事務局(松村)： 実際、去年の苦情申立ての内容は、いくつか記載されていましたが、そのうちの一部は苦情検討委員会で扱う内容ではないため、却下という判断がありうると去年も話はしていました。同時に、抽象的で、どこかに引っかかりそうな言い回しをされている箇所もあったので 5 番の適当でない場合に当てはめ、却下という門前払いをするわけにもいかないと検討した経緯がありました。ただ、国のように事例を重ねていくと、色々と調査・検討しても関係ないだろうと判断ができるノウハウとかは積めるかもしれないですが。

若林委員： 前回の案件については、手続的な適正を疑うような事情もあったので、確認するという意義はあったと考えます。非常に丁寧な対応をしたと思います。この 5 番がかなり広く解釈されているというのは、たしかに今までの事案を見ると、これが本来の制度に則ったものといえるのかどうか、検討の余地はあると思います。

西村委員： 受理の事案はどのようなものかということを改めて見たほうが良いと思う。資料を見てみると、国はあるときから受理もしなくなった感じですね。以前は受理をした後に不認可が続いて、契約破棄や再入札の提案が増えて、その後全部却下という結果になっている。何があったのだろうと思います。

若林委員： おそらく事務局側の判断としても、過去の苦情処理一覧の事案を眺めたときに、前回の事案にほぼ相応するような事例はなかったということも前提にあって、それであれば、一旦受理せざるを得なかったというのもあったのかもしれない。でもそのときに、「結局 5 番をどう解釈するか」という問題に戻ってくる訳ですね。

戸城委員長： 苦情の処理手続では、委員会が却下することになるから、却下するときは委員会を開かないといけない。

事務局(松村)： そうですね。まず、苦情検討委員会で受理するか却下するかをご審議いただくという規定になっております。

西村委員： 検討し始めたら、受理していることと変わらない気もしますけどね。

事務局(松村)： 少し脱線するかもしれませんが、先ほど確認していただいた資料 17 ページをご覧ください。まず、苦情を言いたい人と発注機関、去年で言うところ消防救急課になりますが、フローの一番上に記載の協議が本来は行われるはずですが、協議をした結果、やはりこれは苦情を言わないといけないなとなってしまった。大体の事例では、この協議の場で「なるほど」となり、苦情申立てにまで発展しない例というのはいくつもあるのではないかと思います。

事務局(松村)： また、協議することで自分は何を言いたいのか、何を検討してもらいたいのか、ということが固まって、初めて苦情申立てに行き着くような流れが通常と思います。

事務局(松村)： ただ、去年の場合、そのコミュニケーションがあまりとれてなかったのではないかと事務局で感じた部分はありました。そのため、尚更判断が難しかったのかなと思うところはあります。

戸城委員長： あとからも色々のご意見が出てくるとは思いますが、いくつか整理していただいた検討事項があるので、先に進めます。

(6) 議題4：令和7年度の振り返りについて〔求釈明(案)について〕

戸城委員長： 求釈明(案)について事務局からの説明をお願いします。

事務局(松村)： 1点目、資料25ページをご覧ください。昨年度あった苦情申立てについて、第1回苦情検討委員会で受理することを決定いたしました。苦情申立人の主張が総合評価の結果に不服があることは理解できましたが、当委員会に求める内容が情報開示や結果の再評価など、不明瞭な点が多々ありました。よって、判断の方向性を検討するにあたり、争点を整理する必要があるため、求釈明を行うこととしました。委員会後に①調達機関から当委員会あてに提出のあった「苦情に係る調達に関する報告書」、②苦情申立人から提出のあった「苦情検討要望書」については、事務局から委員の皆様へメールで資料共有をさせていただき、また、それらを踏まえ、事務局で作成した求釈明案も同じく各委員の皆様へメールで確認の依頼を行いました。

課題としましては、今回の苦情のもととなった調達がシステムの導入・運用に関する内容であり、セキュリティ基準に用いられる専門的な用語、例えばI SMSやI SOなど、そのような専門的な用語が多く、また、業者選定方法も単なる価格競争ではなく、技術面での評価も行う総合評価落札方式ということもあり、評価基準や落札者決定基準などの入札に付する関係資料も膨大でありました。それらの資料を確認し、整理したうえでなければ、求釈明案の内容を決定することができません。しかし、時間的な制約を優先し、各委員に十分な説明もないまま、全ての資料をメールで情報共有し、資料の細部まで内容の確認をお願いすることとなりました。結果として、多大な時間を割いていただくことになったのではないかと考えております。

そこで、次回に向けての検討事項としましては、①事務局で事前に専門的な用語の解説をはじめ、膨大な資料の中から苦情検討に必要な箇所を抽出し、論点をまとめた上で資料の共有を行えるようにすること、②タイトなスケジュールの中での調整にはなりますが、必要に応じて、対面やオンラインなどで会議を開催し、委員間で意思疎通を行いやすいような場を設けることが必要ではないか、と考えました。

事務局(松村)： 検討事項「求釈明案」について、事務局説明は以上となります。

戸城委員長： ありがとうございます。求釈明案のことについて一通り、それから準備の問題について色々ご意見いただきました。専門用語が理解できないからといって、評価ができないというものではなかったとは思いますが。

若林委員： あまり具体的な技術的な内容については分からなかったとしても、委員会では実質審査はしないので、あくまでも手続の流れに着目し、公正、適切に運営されていたかということだけを評価します。例えば、選定委員の中に、他と著しく異なる採点をした委員がおり、それが結果的に評価に影響したとか、採点内容に明らかな疑義が生じているような場合でない限り、そこまで踏み込んで専門用語をすべて理解する必要はないと思います。むしろ、手続の中の流れに着目するのであれば、事務局がそこに労力を割くのは大変ではないかと思います。

西村委員： 選定委員の評価に不服があって申し立てているということであり、それを私たちが評価をすれば、評価のやり直しと同じになってしまう。全然違う意味になってしまうので、そこまでは必要ではないと思います。

供給者は苦情の原因となった事実を知った翌日から 10 日以内に苦情申立てをしなければならず、申立て後、苦情検討委員会は、10 作業日以内に受理するか否かを判断しないといけない。しかし、申立て後にカウントダウンが始まってしまうということになると、先ほど事務局から説明があったように、私たちにすれば、申し立てる前に、「協議」の場でもう少し練ってから、申し立ててほしいとすごく言いたいですね。供給者からすれば、とりあえず申し立てようと思うのだろうと考えます。法の不備だと思いますけど。

だから、どうしても生煮えの状態で苦情申立てをすることはあるのではないかな、と思うので、そこをどう処理するかがとても難しい。だから却下が多いのではないのでしょうか。とてもじゃないけど、10 日で何か判断をすることは無理ですよ。苦情を申し立てる側も焦りますし。申立てをする側にしてみたら、ほんとに手っ取り早く苦情申立書を提出したいと思ってしまいます。そうすると、それをそのまま受理していると、確かにそういうのを前提とした話になるのでしょうか。

戸城委員長： 専門用語がどうしても分からなかったら、つい聞いてしまうのですが、多分そこは本筋でなかったと私も反省するところではあります。聞いてしまうと事務局としても解説しなくてはと判断されたと思います。

若林委員： たしかに気にはなります。そこはひとまず留保しながら、本質的には手続の過程を見ていくことになるのかと思います。例えば、選定委員が 1 名だけ他の方と全く異なる観点や意図で、全く違う点数をつけていたというようなことがあれば、踏み込まないといけない場合もあるかと思っています。幸い今回は、そこまで踏み込む必要はありませんでしたが、事案によっては、そういう点についても説明をお願いせざるを得ない場合が生じるかもしれません。

西村委員： それはその方に釈明を求めないといけないことも出てくるかもしれないですね。聞いてもわからないかもしれないけど。なので、そんなに膨大な専門用語の解説は要らないかなと思いました。

事務局(松村)： 僕自身、申立書を読んで、意味がわからない単語が入っていたら、スムーズに読むことができないということがありました。

戸城委員長： 聞かれたら最低限は解説をしていただきたい。どちらかというところと検討事項に書いていただいたとおり、苦情処理の検討に要する箇所の抽出を可能な限り行っていただくということと、対面・オンライン問わずに会議を行うことが大事かなとは思いますが。会議までに読むのも大変ではありました。調達機関も良かれと思って、資料とかを出してきてくれますからね。

西村委員： 今度から、事務局には非常に面倒になるかもしれませんが、「この事案ってこんな感じですよ」という概要を見せてもらった方が助かりますね。

最近の入札関係は IT 関係が多く、どういうところを評価して選んだのかが特に難しい。

戸城委員長： 加えて、今回の事例では、申立書の文章からは、申立人が何を主張しているのか把握できない部分があった。

若林委員： 例えば弁護士などが申立人の代理人となっている場合には問題が少ないのですが、申立人自身が自由に書いてこられると、法的な論点を整理することが難しくなるのはやむを得ないところがあります。さらにそれを今後、生成 AI などで作ってこられると、論点が不明確な文書が、しかも長大な文書で出てくるということになる恐れがあるとは危惧します。

戸城委員長： 仮に弁護士が入ったとしても、期限のことを心配すると弁護士としては「とりあえず苦情申立てをしよう」という発想になってしまうことは否定しがたい。

西村委員： そういう発想になってしまうと思います。

若林委員： 特に背景が分からないと。今回の案件をお伺いして、通常の公表過程と比べると、入札が決定した後、どういう形で、どういうフローで公表されていくのかというところに少しイレギュラーな事情があって、そういうところが申立人の不信感に繋がったのだらうという事情は、非常に参考にはなりました。実際にそういうところを詳細に見ていくと、手続そのものには特に不審な点はなかったということだと思います。しかしながら、いつもと違うような対応があったため、申立人には、もしかしたらそこに評価の書き換えがあったのではないかという疑惑が生まれた。

西村委員： そこを指摘できただけでも受理して良かったのではないかな、と私は思います。逆に調達機関側の反省にも繋がったのではないかなとも思います。

若林委員： この点は改善されて、県で共有されているのでしょうか。

事務局(松村)： 担当課にも当然報告書を渡しています。その際に、付言でつけた内容をきちんと説明させてもらいました。ただ、全庁的にという話でいうと、この苦情申立てがあった消防救急課の手続きは、結果が決まってから1か月後に公表したとか、差し替えたとか、普通ではないような手続きでした。他の課では公表資料は念入りに確認し、きちんと決定してから速やかに公表しています。消防救急課に対しては、会計局の上席からも厳しく指導をしてもらいました。

戸城委員長： なるほど。全課に向けて発信すると聞き流して終わってしまう可能性がありますね。

岩垣委員： 関係調達機関を呼ぶことはできますよね。

事務局(松村)： できます。規定上は可能です。

岩垣委員： 関係調達機関として、関係課の人に来ていただく。そういうやり方の方がわかりやすいかなと思うので、必要に応じて、活用するのがいいのかな、という気が少ししました。

若林委員： 関係調達機関を呼んで意見聴取するというのは、専門用語など、よく分からない部分の理解を助けることになると思います。また、先ほども申し上げたように、例えば、一人の選定委員の評価が他の委員の評価と著しく異なり、そのことによって結果が大きく左右されるような場合には、「なぜ、あなたは他の委員とは異なる判断となったのか」、「違う観点から評価されたのか」ということを意見聴取する。そこで合理的な説明があれば、「なるほど」となるでしょうし、合理的な説明が得られなければ「問題があった」ということにもなり得ると思います。今回はそのような必要はありませんでしたが、今後、特に専門的な案件が出てきたときには、事案に応じて、この制度を効果的に活用していくのがよいのではないかと考えます。

戸城委員長： はい。検討事項も一通りいいと思いますので、「報告書（案）の事前確認について」を事務局から説明をお願いします。

(7) 議題4：令和7年度の振り返りについて〔報告書（案）の事前確認について〕

事務局(松村)： 資料26ページ「報告書（案）の事前確認について」をご覧ください。12月4日に開催しました第2回苦情検討委員会でご審議いただいた争点整理や判断の方向性を踏まえ、12月10日に報告書案を事務局で作成しました。こちらも検討事項の1点目と同様にはなりますが、時間的な制約を優先したことで、各委員の皆さまにはメールで資料を共有させていただき、第3回の検討委員会でご審議いただくにあたり、1週間後を〆切として、作成した報告書案における記載内容や表現などについて、確認をいただくといった内容でメールをしました。

事務局(松村)： また、事務局でも各委員の皆さまへの確認依頼と並行して、内容の精査を行い、また、その結果、修正を要した箇所もあったため、報告書案の差替データを複数回送付することとなりました。

課題としましては、報告書の作成にあたって、当委員会での検討過程をはじめとする記載内容やその表現の1つ1つが申立の趣旨に沿った内容になっているかを意識して作成しましたが、その通りになっているかを各委員にも丁寧かつ慎重に確認していただく必要がありますが、その作業を行っていただくだけの十分な期間を確保することができず、短期間で確認をお願いすることとなってしまいました。

また、最終判断をしていただく第3回の苦情検討委員会の直前まで、事務局内での検討や精査に時間を費やしてしまったため、検討委員会で提示する報告書案を最終調整する段階まで、本来なら仕上げにかかるような時期に、委員長に相談や確認をしていただくことになり、多大な負担をかけてしまうことになりました。また、各委員には委員会での論点を事前にお示しできず、委員会当日で議論いただくという形になってしまいました。

これらのことを踏まえ、次回に向けての検討事項としましては、各委員の皆さまに報告書案の最終確認をしていただく時間を十分に確保するため、また、最終の苦情検討委員会までに概ね議論をつくせるようにするために、まずは、事務局で記載内容や表現など文書を作成する上でご意見をいただいた点を明確に示した上で、こちらも先ほどと同様ですが、対面・オンライン問わずに、可能な限り早期に会議を開催し、各委員の皆さまのご意見を集約し、報告書案を仕上げられるようにできればと考えております。検討事項「報告書案の事前確認」について、事務局説明は以上となります。

戸城委員長： ありがとうございます。この報告書案の確認スケジュールなど、課題についてご意見やご質問等ありましたらお願いします。

若林委員： 最後の取りまとめは、事務局と委員長に委ねることとなってしまいました。

戸城委員長： これは委員会をたくさん開催したところで書けるわけではないところもあり、ただ、委員会で方向を示していただくと書きやすくなるところもありました。この件は最初から整理された申立てであれば求釈明が必要なく、もう少し楽だったかもしれない、とは思いますがね。

若林委員： しかし、一委員としては、事務局と委員長のところで、かなり方向性を示していただいたところもありますし、恐らく、そこに至るまでの過程が非常に大変だったのではないかと思います。また、最後の取りまとめの段階で、改めて事案を整理する中で出てきた観点などについても、お任せしてしまったところがありました。

西村委員： そうでした。色々言うとまとまらないというところもあり、難しいところではありますよね。

若林委員： このような負担をどういう形で調整していけるのかというのは、確かに課題としてあるのかもしれませんが。一般的には、他の都道府県においても、3回程度の委員会開催となっているのでしょうか。

事務局(松村)： すべて確認した訳ではありませんが、3回は正直少ないです。

戸城委員長： もっと詰めて開催していると。それはどのように開催しているのかという疑問がありますけど。

事務局(松村)： 前例がなかったため、和歌山県での処理手続きを参考にしていましたが、その和歌山県では、合計7回開催していました。

戸城委員長： 月2回ですか。

事務局(松村)： 岩垣先生がさっきおっしゃったように、調達機関の方を呼んでということも含めてとなります。第2回の苦情検討委員会では、争点整理や判断の方向性、不認可になるというところまでは、詰めることができましたが、やはり報告書という形で文書化するときに、表現の一つ一つに気を遣いながら作成しなければならないということもあり、その判断に至るまでの検討過程を言葉にすると大変難しく、それを事務局がだいたい抱えてしまったことが反省点です。第1回苦情検討委員会を開いたときに、12月25日に最終決定するというスケジュールを概ね決めさせてもらっているため、最終の苦情検討委員会までに、素案を一度確認いただき、事務局的にはこう思ってこういう表現にしています、ということをお示しした上で、議論するための会議を設けることができれば、最終はもう少しコンパクトになったのかなと思うところです。この場で言うことでもないですが、頻繁に戸城先生のところに相談に行かせてもらっていましたので。メールのやりとりでは、どうしても事務局と委員長、事務局と委員でキャッチボールをすることになってしまうので、会議体、オンラインでも、日を合わせるというのが難しいという問題はありますが、委員間で意見交換してもらえらる場があったら、もう少し最後のまとめをスムーズにできたのではないかと思うところです。

西村委員： スケジュール自体、申立てがあって、最後ここまでと、最初と最後が決まっているので、会議体の日程を最初に全部決めたほうがいいのではないかと思います。ウェブも含めて先にスケジュールリングしてもらった方が助かると思います。

戸城委員長： 最初に予定をもらって、例えば、オンラインのみで1時間とかでもいいからみたいなことでも良いかもしれませんね。あとは、報告書案の作成は分業ができないので、事務局である程度作ってもらわないといけないので。

西村委員： 素案ができたときにみんなで議論した方が早いと思います。

戸城委員長：　そうですね。結論が違ふという意見を提案した委員がいれば、そこで議論をして、それがなければ、「あとはこれを書くべき」、「これを触れよう」というのは、そこまでは難しくないのかなと思います。これまでに出示いただいた提案も含めて、反省というか、提案というか、先ほどの会議の日程も一つの提案ですね。

　そもそも対象になる契約がだんだん増えつつありますね。最初に令和7年度の特定調達の実績を説明いただきましたが、対象になるものは、物価が上がっているから増えているのかなと思いました。

事務局(松村)：　基準額は2年ごとに更新されます。現在は令和8年、9年という括りで決められており、令和6年、7年では3,600万だったものが、令和8年、9年では4,000万に上がっています。2年毎に見直しがかかっており、物価なども含めて反映されています。また、先ほど、西村先生がおっしゃったようにIT系、システム系の調達が県でも増えていて、システム系となるとすごく高いですね。

西村委員：　すごく高いですよ。しかも、失敗が許されないですよ。ただ、1つ作ったらそれでずっとやってほしいのに、すぐにシステムは変わりますし。

戸城委員長：　基準になる額が上がっていると、やはり、対象になる苦情申立て自体もそんなに増えないとは思いますが、次の苦情申立てがある頃に、経験した委員が全員変わっているということもある。

西村委員：　事務局の担当者も代わっているかもしれません。

戸城委員長：　そうですね。人が代わっていくから、記録を残しておくべきだと思います。委員会をもう少し柔軟に開催するということもありますし、安易に却下することが良いとは思いませんが、却下基準の「その他適当でない場合」がよく分からないというのが正直なところではあります。しかし、却下する方が良いというわけではないので、それは誠実に対応した方がいいと思います。

　基準がおかしいとか、評価がおかしいとかだけだったら、適当でないという判断をするべきかもしれませんけど、一応手続きの問題も指摘しているようには見えたので。今後、難しい事案が来たときに備えて、他府県事例を毎年集積しとかないといけませんね。おそらく47都道府県のどこかで年1回くらいはあると思うので。

西村委員：　私も去年から委員になって、事例が急に出てきて、その中で学んだ感じがして、これでいいのかなって実は自分でも思っていました。研修のようなものがあると嬉しいと少しだけ思いました。例えば、委員になったときに、認められた事案などを参考にして、「こういうことを審査する機関ですよ」というレクチャーがあると嬉しいなと思います。このようにやるのか、ということを実践で知ったみたいな感じです。皆さん、とても経験が豊かだと思いました。

若林委員： コロナ禍の期間は会議自体が開催されませんでした。私が就任した当初は、事務局から規定集をいただいて、「こういう事案が他の都道府県であります」という説明を受けました。また、年に一回ぐらい、研修ではないですけども、他の事例を学ぶという機会があるということも伺っていたのですが、申立てがなかったこともあり、コロナ禍で、それもなくなってしまったようです。

事務局(松村)： 事務局でも委嘱の手続きをしているものの、コロナでずっと開催していなかったというところで、去年の苦情申立があったときは、どこから始めたらいいのかというのが去年のスタートでした。実際、これも反省点ですが、西村先生が言っていた他府県での状況や国の状況の共有を定期的に毎年させてはもらっていましたが、コロナをきっかけに開催されなくなったので。事例の有無は関係なく、年一回はこのような場を設けさせてもらって、他府県の事例やこの令和7年の振り返りなど、会議は開催させてもらおうかなと思います。

西村委員： そのような機会があったらいいと思います。実践できる時が来るかは分かりませんが。

戸城委員長： 避難訓練みたいなものですか。来ないことがいいけど、来たら仕方ないかなというところがあります。次はいつ来るか分かりませんが、次までの準備ということで、今日出た委員からの意見も踏まえて。他に何かご意見ございませんでしょうか。

特になければ、本日予定していた議事は以上となります。議事進行にご協力いただきありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

(8) 閉会

事務局(古谷)： 委員長どうもありがとうございました。議事録につきましては、作成次第、委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認いただきまして、戸城委員長と岩垣委員にご署名をお願いすることになりますので、また後日ご連絡いたします。本日は様々なご意見賜りまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、令和8年度奈良県政府調達苦情検討委員会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中、本委員会にご出席いただきありがとうございます。